

広島県訓令第1号

土木局

各建設事務所

広島港湾振興事務所

土木工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土木工事監督規程の一部を改正する訓令

土木工事監督規程（平成元年広島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 2 土木局長は、必要があると認めるときは、前項第三号の規定にかかわらず、その命じる職員を一般監督員として指定することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。